

6 産業廃棄物の処理

6.1 廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の搬出

除去されたレベル1～2建材やその作業場内で使用した資材等は廃石綿等（特別管理産業廃棄物）に、レベル3建材やその作業場内で使用した資材等は石綿含有産業廃棄物となるため、廃棄物処理法に定められる保管、収集運搬、処分の方法の基準を遵守する必要があります。



⚠ 留意事項

- 運搬車両は荷台全体をシートで覆い、粉じんの飛散を防止してください。
- 収集運搬時に袋等が破損しないように慎重な取扱いをしてください。また、廃石綿等は、他の廃棄物と混載しないでください。
- 運搬の際にプラスチック袋が破損した場合は、薬液等で湿潤化する等、飛散防止策を講じながら、新しい袋で梱包してください。